	⑧ガソリン車 ア．乗用車にあっては、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表１－１（10・15モード燃費値を測定していない自動車にあっては、表１－２）に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあっては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表５－１（10・15モード燃費値を測定していない自動車にあっては、表５－２）に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑨ディーゼル車 ア．乗用車にあっては、表３に示された区分の排出ガス基準に適合し、表４に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ．軽量車又は中量車にあっては、表３に示された区分ごとの排出ガス基準に適合し、表６に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ウ．軽貨物車にあっては、表６に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑩ＬＰガス車 ア．乗用車にあっては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表２に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあっては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表７に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 【配慮事項】 ①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生材が可能な限り使用されていること。 ④アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和26年８月16日運輸省令第74号）第２条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、判断の基準のうち①から⑦については二輪自動車を、⑧から⑩については二輪自動車及び重量車を除く。）とする。

２　一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車又は認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあっては表１－１（10・15モード燃費値を測定していない自動車にあっては、表１－２）に示された区分ごとの燃費基準値を、ＬＰガス乗用自動車にあっては表２に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車、並びにディーゼル乗用自動車にあっては表３に示された区分の排出ガス基準に適合し、表４に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車とする。ただし、行政事務の遂行にあたり、目的に合致する適当な車種がない特別な場合には判断の基準⑧、⑨又は⑩の自動車のうち、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

３　京都議定書目標達成計画におけるバイオマス由来の輸送用燃料に係る記載内容を踏まえ、全本府省の一般公用車にあっては、複数事業者によりバイオエタノール混合ガソリン（Ｅ３及びＥＴＢＥ）の供給体制が整備されていることから、その積極的な利用に努めること。なお、供給体制は今後順次整っていくことから、供給体制が整備されている地域から積極的な利用を検討すること。

表１－１　ガソリン乗用車に係る10・15モード燃費基準

区　　分	燃　費　基　準　値
車両重量が　703kg未満	21.2km／Ｌ以上
車両重量が　703kg以上　828kg未満	18.8km／Ｌ以上
車両重量が　828kg以上1,016kg未満	17.9km／Ｌ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km／Ｌ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km／Ｌ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km／Ｌ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km／Ｌ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km／Ｌ以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km／Ｌ以上

表１－２　ガソリン乗用車に係るＪＣ08モード燃費基準

区　　分	燃　費　基　準　値
車両重量が　703kg未満	19.1km／Ｌ以上
車両重量が　703kg以上　828kg未満	16.9km／Ｌ以上
車両重量が　828kg以上1,016kg未満	16.1km／Ｌ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	14.4km／Ｌ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	11.7km／Ｌ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	9.5km／Ｌ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.0km／Ｌ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.0km／Ｌ以上
車両重量が2,266kg以上	5.8km／Ｌ以上

表２　ＬＰガス乗用車に係る10・15モード燃費基準

区　　分	燃　費　基　準　値
車両重量が　703kg未満	15.9km／Ｌ以上
車両重量が　703kg以上　828kg未満	14.1km／Ｌ以上
車両重量が　828kg以上1,016kg未満	13.5km／Ｌ以上